

八戸市農業委員会6月総会議事録

日時：令和3年6月10日（木）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中 18名

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 加藤 浩幸 出 | 2番 木村 武美 出 | 3番 澤向 敏一 出 | 4番 三浦 豊 出 |
| 5番 馬場 豊 出 | 6番 阿達 福壽 出 | 7番 内沢 豊 欠 | 8番 籠田 悦子 出 |
| 9番 長根 昭男 出 | 10番 赤坂 英夫 出 | 11番 狛守 文宏 出 | 12番 松橋 剛志 出 |
| 13番 中村 正記 出 | 14番 西野 茂雄 出 | 15番 明戸 政勝 出 | 16番 寺沢 和則 出 |
| 17番 谷地 秀典 出 | 18番 橋場 孝 出 | 19番 村上 正憲 出 | |

農地利用最適化推進委員 22名中 21名

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 木村 弁一 出 | 2番 鈴木 朋弥 出 | 3番 河原木 一実 出 | 4番 田名部 浩 出 |
| 5番 上村 隆雄 出 | 6番 上野 輝彦 出 | 7番 赤坂 力雄 出 | 8番 田中 忠二 出 |
| 9番 三浦 勝浩 出 | 10番 山田 貴光 出 | 11番 齋藤 正人 出 | 12番 下館 敏 出 |
| 13番 橋 由正 出 | 14番 梅津 孝敏 欠 | 15番 磯嶋 榮助 出 | 16番 高橋 政典 出 |
| 17番 大倉 喜八郎 出 | 18番 金谷 由松 出 | 19番 坂 文雄 出 | 20番 上明戸 桂 出 |
| 21番 森 庄次郎 出 | 22番 森 光男 出 | | |

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、内沢農業委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

はい、久しぶりにですね、全員、農業委員、推進委員が揃った総会ということで、やっぱり人数が多い方がなんか会議らしいなと実感しております。農作業の方も、たぶん、籠田会長が一番最後の方の田植え終了だったんじゃないのかなと情報が入ってですね、皆さんも田んぼをやっておられる方は、ほっと一息ついているところだと思います。そのほかの農作物についてもですね、天候もこのように、気温、日照時間ともにいい天気が続いております。豊作を願って、今月も元気良く憲章を唱和願います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本当に久しぶりに皆さん揃っての総会となりました。こうやって揃えるということは何よりもうれしいことでもあります。この総会の後には親睦会の総会もありますけれ

ども、そちらの方もよろしくお願いたします。一つ情報提供というか、先月の31日に、県の農林水産部の主要施策に関する研修会がありまして、そのときに青森の新品種、青系196号についての話がありました。スケジュールとしては、令和3年度は原種の生産、令和4年度が種子の生産、令和5年度に本格的作付け開始という予定スケジュールが組まれているそうです。今年、地域別栽培特性の把握に向けた調査ということで、県南は3か所、十和田、三戸、田子の3か所で作付けて、どのような状況になるのか経過を見ていくということでした。まず、これから生産者や消費者にどのようにアピールしていくのかなというところが課題かなと思って話を聞いてまいりました。情報としてはそういうところですので、それでは本日の議事につきましても慎重に御審議くださいますようによろしくお願いたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、5番 馬場 豊 委員、6番 阿達 福壽 委員両氏を指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 18 号、令和 2 年度事業報告についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

それでは、事務局の松橋から、令和 2 年度事業報告について説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載されているものとなります。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。資料の方も事前に配付しておりますので、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも要約して説明させていただきます。

まず、概要ですが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった活動もございましたが、事業計画に基づき、総会活動のほか、荒廃農地の全体調査・意向調査等による遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業後継者の確保と育成等を目的に農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また、三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、中山間地域における農地利用の最適化に関する事項等について、要望・提案を行うとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談など、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2 ページをお開き願います。

I、会議等開催状況の、1、総会、(1)、議決事項ですが、アからシまでの 12 項目について、議決いただいております。

(2)、協議事項は、アからクまでの 8 項目について、検討していただきました。

3 ページを御覧願います。

2、運営協議会については、12 回開催しておりますけれども、主に総会案件に関する事前打合せとなっております。

4 ページをお開き願います。

山崎 G L

3、主な研修会・大会等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催の研修会等が中止となったものがあり、資料記載の開催状況となっております。

以降の資料の内容につきましては、Ⅱ、農政関係活動報告は、山崎農政グループリーダーから、7ページからのⅢ、農地関係活動報告につきましては、川名次長から説明いたします。

事務局山崎から、農政関係活動について御説明いたします。失礼ながら着座により、また簡略に説明させていただきます。資料4ページを御覧願います。

(1)、農家相談活動については、新型コロナウイルスの影響に伴い、農家座談会を中止いたしました。

(2)、情報活動は、はちのへのうぎょうだよりと八戸ののうぎょうを予定どおり発行し、

(3)、農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

5ページに移りまして、

(4)、農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて238件、続きまして、

(5)、租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が6人、相続税関係が17人でした。

6ページに移りまして、

(8)、家族経営協定については、令和2年度の新規締結は無しで、

(9)、農業者等との意見交換会は、中止となりました。

(10)、農業者年金事業のア、加入状況は、新年金の加入者が23人、旧年金の受給待期者が20人で、イ、農業者年金受給状況は、新年金が合計70人、旧年金が合計236人でした。

7ページに移りまして、

外郭団体である八戸市農業経営者協議会については、記載の会議や研修会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は以上です。

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動報告につきまして御説明いたします。失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。8ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり直近2か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和2年は件数で194件、面積で約93.7haとなっており、前年より件数・面積ともに減少しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和2年は件数で215件、面積で約13.4haとなっており、こちらも前年より件数・面積ともに減少しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

1、農地流動化と経営規模拡大施策のうち、(1)、農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア、利用権設定実績として、設定件数は157件、設定面積は約80.1haとなっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページを御覧願います。

2、遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しており、令和2年度は、委員の皆様様の御協力のもと、6回の農地パトロールを実施いたしました。

令和2年度における荒廃農地の調査結果を表として掲載しておりまして、荒廃農地の合計面積は、約194.8haとなっており、そのうち、B分類の荒廃農地につきましては、令和2年10月総会において非農地と判断していただきましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

12ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わりました、令和2年度事業報告につきましての説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第3

次に、日程第3、議案第19号、令和3年度事業計画（案）についてを議題と

会長

いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から、令和3年度事業計画（案）について説明いたします。資料の方を御覧いただきたいと思います。失礼ながら座って説明させていただきます。

まず、基本方針ですが、当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、第11次八戸市農業計画に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

令和3年度の事業計画については、例年どおりの活動を見込み作成しておりますが、今後コロナ禍が続くようであれば、事業によっては縮小の可能性があります。

2ページをお開き願います。

1、会議関係の、1、総会については、毎月年12回を予定しております。

2、運営協議会の開催は、必要に応じて随時開催してまいります。

3、委員研修会の開催については、記載しておりませんが、新型コロナウイルスが沈静化した場合は、全委員を対象とした研修会を開催できればと考えております。

4、会議・研修会・大会等の開催参加については、記載のとおりとなっております。

続いて、3ページからのⅡ、農政関係活動につきましては、山崎農政グループリーダーから、5ページからのⅢ、農地関係活動につきましては、川名次長から説明いたします。

山崎GL

事務局山崎から、御説明いたします。失礼ですが着座にて説明させていただきます。資料3ページを御覧願います。

農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料3ページから4ページにかけて記載している、1、建議要望から、12、外郭団体活動までの12事業となります。

例年実施している事業となりますので、各事業説明については割愛をさせていただきます。

農政関係活動の説明は以上です。

川名GL

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動につきまして御説明いたします。失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。5ページを御覧願います。

1、農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2、遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

3、農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業などを実施してまいります。

その他、4、農地移動適正化あっせん事業から、6ページにわたりまして、10、農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

山崎 G L

続きまして、事務局の山崎から御説明させていただきます。資料の7ページを御覧願います。

令和3年度、農業委員会の予算概要について御説明いたします。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、歳入は、機構集積支援事業費補助金、農業委員会交付金、農業者年金受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、98,129,000円、歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、農事振興組合長へのはちのへのうぎょうだより配付に係る報償費、はちのへのうぎょうだより配付や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料など合わせて、98,129,000円となっております。

予算概要の説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第20号、農業委員会事務の実施状況等の公表について

会長

を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川名 G L

それでは、事務局の川名から、農業委員会事務の実施状況等の公表について御説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1 ページをお開き願います。

はじめに、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

I、農業委員会の状況につきましては、本年、令和 3 年 4 月 1 日現在の状況を記載しており、1、農家・農地等の概要の上の表、農家数・農業者数等については、主に、この 4 月に公表となりました 2020 年・令和 2 年の農林業センサスに基づいて記載しております。

下の表に移りまして、耕地面積ほかの農地面積については、各種統計調査等の数値を基に記載しております。

次に、2、農業委員会の現在の体制につきましては、令和 2 年 7 月及び 8 月に改選となりました現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

2 ページをお開き願います。

II、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2、令和 3 年度の目標及び活動計画の目標集積面積は 1,113.3ha とし、うち新規は 73.6ha としております。

3 ページを御覧願います。

IV、遊休農地に関する措置でございますが、2、令和 3 年度の目標及び活動計画につきましては、解消の目標面積について、過去の実績を踏まえつつ、過大なものにならないよう 10ha としております。

ここまでが、令和 3 年度の活動計画となります。

続きまして、5 ページをお開き願います。

ここからは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございまして、昨年度1年間の実績につきまして確認するものとなっております。

この5ページは、先程の令和3年度の活動計画と記載内容が同じでございますので、次の6ページをお開き願います。

Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、2、令和2年度の目標及び実績につきましては、集積目標面積 1,140.9ha に対しまして、実績は 1,039.7ha となっております。

7ページは説明を省略させていただきます、8ページをお開き願います。

Ⅳ、遊休農地に関する措置でございますが、2、令和2年度の目標及び実績につきましては、前年度に対しましての解消された面積、減少面積を記載しておりまして、目標は 10ha の解消、減少としておりましたが、実績では 9.6ha となっております。

9ページの、Ⅴ、違反転用への適正な対応、また、10ページ以降につきましては、農業委員会の基本的な活動内容を取りまとめて記載しているものとなりますので、説明を省略させていただきます、以上 12 ページまでが、令和2年度の活動の点検・評価となります。

最後になりますが、この作成いたしました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより公表することにつきまして御承認いただきたく存じます。

以上で、農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。

会長

事務局、4ページ目が抜けているけれども、これは。

川名G L

空白のページということで、すみません、御理解ください。

会長

空白のページということですよ。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第21号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る5月28日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室において、番号9番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条9番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男

2人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女2人です。農機具保有状況は、トラクター、ハーベスター、田植機、管理機、噴霧器各1台、草刈機3台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

高橋委員

続いて、高橋から報告いたします。去る5月28日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室において、番号10番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条10番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、草刈機、畔塗機、代かきハロー、ブロードキャスター各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る5月28日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室において、番号11番と12番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条11番、12番

番号11番と12番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は、11番は代理人が、12番は本人が出席しました。

両者の関係は、11番は姉妹、12番は姉弟です。態様別は、どちらも贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は、11番は離農のため、12番は受人の要望のためです。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、小豆です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、兄弟姉妹である申請者それぞれが遺産分割の上で相続した農地について、令和2年7月に耕作の利便性向上等の目的で分筆や贈与等により所有関係を整理しており、今回の申請をもって完結するとのことです。なお、受人の経営面積は資料に記載のとおり当市の下限面積30aに満たない状況ですが、他の農業者に適切に貸付けし、耕作されている自己所有農地が1haほどあることから、権利を有する農地は面積要件を満たしており、問題はありません。通作距離は3km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は女1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

10番ですけれども、参考のため、差し支えなければ売買価格を教えてくださいと思います。

川名GL

事務局の川名から御回答させていただきます。売買の対価といたしましては、合わせて200万円とお聞きしております。以上でございます。

会長

他にありませんか。ないようですので、御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第22号、令和3年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第22号、令和3年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借14件、使用貸借13件の計27件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手26名で、利用権設定面積は、合計106,691.26㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5年6か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。

番号2番から資料7ページの番号27番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積 3 番 番号 3 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 4 番、5 番 番号 4 番と番号 5 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、番号 4 番は 4 年間貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。番号 5 番は 4 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 6 番～16 番 番号 6 番から資料 5 ページの番号 16 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

利用集積 17 番
～25 番 番号 17 番から資料 7 ページの番号 25 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 26 番 番号 26 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 27 番 番号 27 番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、4 年 9 か月間貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり字長森 12-1 は年間 3,000 円、それ以外は年間 1,500 円でございます。

公告年月日は、令和 3 年 6 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7

次に、日程第 7、議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告します。去る 5 月 28 日、三浦委員と市庁本館地下会議室において、番号 10 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 10 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日となっております。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、申請地南側に雨水流出防止のため、聞きなれない言葉ですが、素掘側溝を設置します。立地条件は、八戸市立多賀台小学校から南西側約 750m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（豊）委員 三浦から報告します。去る5月28日、明戸委員と市庁本館地下会議室において、番号11番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条11番 調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和3年9月1日から令和4年2月28日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財は田面木遺跡内ですが届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部をアスファルト舗装し、排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸工業高等専門学校から南東側約350mに位置し、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は、第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

赤坂（英）委員 番号10番についてお伺いしたいと思います。

売買金額というものはどのくらいになるものか。わかる範囲で結構でございますので。

工藤主事 事務局の工藤です。売買金額は460万円となります。

赤坂委員 ありがとうございました。

会長 他にありませんか。ないようですので御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

次に、日程第8、報告第23号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等32番～40番

今回の届出は、資料11ページの番号32番から資料13ページの番号40番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9
会長
次に、日程第9、報告第24号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地
転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、
事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事
事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転
用届出の撤回の5月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと
おりでございます。

5条撤回1番
番号1番、転用目的は住宅1棟建築で、令和3年4月30日付けで受理通知書
を交付していましたが、撤回理由は、権利移転事由の変更のためでございます。

5条撤回2番
番号2番、転用目的は住宅1棟建築で、令和2年7月15日付けで受理通知書
を交付していましたが、撤回理由は、申請地番に誤りがあったためございま
す。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知し
ております。

以上、報告を終わります。

会長
ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長
御質疑なしと認めます。

日程第10
会長
次に、日程第10、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地
転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局
から報告をお願いいたします。

工藤主事
事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転

用届出の5月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条47番

番号47番、転用目的は通路でございます。

5条48番

番号48番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条49番

番号49番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条50番

番号50番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条51番、52番

番号51番、番号52番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条53番～55番

番号53番、番号54番、番号55番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条56番

番号56番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条57番、58番

番号57番、番号58番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条59番

番号59番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条60番

番号60番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条61番

番号61番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条62番、63番

番号62番、番号63番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条64番

番号64番、転用目的は宅地分譲でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 11

次に、日程第 11、報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 5 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 10 番

番号 10 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 11 番

番号 11 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和 3 年 6 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時00分)